

指名競争入札参加者指名基準

第1（基本的基準）

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる基本的基準を満たしていなければならない。

1 法的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

2 技術的適性

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者（リースによることが通常やむを得ないと認められる場合については、これにより措置できる者を含む。）であること。

3 経営規模的適性

指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該指名競争入札に係る契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる者であること。

4 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないこととなるおそれがないものであること。

第2（事業別基準）

指名競争入札に参加する者は、工事の請負契約、物品の購入契約又は林産物の売払契約ごとの次に掲げる事業別基準を満たしていなければならない。

1 工事の請負

工事（一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事に限る。以下同じ。）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格に対応する等級に格付された者であること。ただし、指名競争入札に付そうとする工事が、次に掲げる場合に該当するときは、工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び格付を担当する部長が別に定める適用基準によるものとする。

- (1) 特殊な専門的施工技術を要する場合
- (2) 高度な施工技術を要する場合
- (3) 全体計画の一部である場合
- (4) 特定の施工機械、設備又は船舶の保有を要する場合
- (5) 維持修繕又は解体の場合
- (6) 離島又は辺地を施工場所とする場合
- (7) 前各号により難い理由により特例を要する場合

2 物品の購入

- (1) 精密性、性能の保持等の必要があると認められる特殊な物品の購入契約に係る指名競争入

札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物品の供給について経験又は実績を有する者であること。

(2) 銘柄を指定する必要があると認められる物品の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする銘柄の物品を供給することができる者であること。

(3) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物品の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物品を供給することができる者であること。

3 林産物の売払い

(1) パルプ、ベニヤ、製材等の用材又は適材を含む林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする林産物の種類に応じ、それぞれの業態に属している者であること。

(2) 特定の地域内の者に売り払う必要がある場合における林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該特定地域内で営業している者であること。

(3) 残存立木の保護等に関し特殊な技術を必要とする林産物の売払契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする林産物の種類等に応じ、その技術を有している者であること。

第3 (選定基準)

1 指名競争入札に参加する者の選定は、当該指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じて、次に掲げる基準を取捨選択した上で、絞り込み等を行うことにより選定する。

なお、(5)の機会均等の基準については、競争入札に参加する者の指名回数の単純な平準化を図るものではないことから、他の基準による選定を十分考慮した上で選択するものでなければならない。

(1) 受注意欲

公表された発注に関する情報等に基づき、指名競争入札に付そうとする契約について、当該情報等を公表している機関が定める様式等により、書面で受注意欲がある旨の意思表示を明らかにしている者であること。

(2) 履行経験

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の道との契約の履行経験を有している者であること。

(3) 履行成績

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の道との契約において、契約の目的物の出来栄えなどの履行の状況が、客観的な評価に基づき他の者より優れているとされた者であること。

(4) 営業地域

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容により、一定地域内の者を対象として競争に付することが合理的であると認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

(5) 機会均等

同程度の契約能力を有すると認められる同業他者が複数存在する場合で、これらの者と比較して、前年度や当該入札の日より過去一年間などの一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。

(6) 個別事由

前各号に掲げるもののほか、指名競争入札に付そうとする契約の内容に応じ、当該入札に参加する者の選定のために、客観的指標になるものとして定めた基準（中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るなど政策的な見地から定める基準を含む。）に該当する者であること。

2 1による指名競争入札に参加する者の具体的な選定方法の例は、次のとおり。

(1) 選択した基準の適用順位をあらかじめ定め、これに該当するかどうかにより順次絞り込み等を行い選定する。

なお、選定した者が指名予定数を超過している場合において、これをさらに当該指名予定数まで絞り込む必要があるときは、恣意性を確実に排除できる適宜の方法により特定する。

(2) 多数の競争入札参加資格者が存在し、かつ、一度に複数の同種同規模の契約について選定する場合において、(1)の方法によることが合理的でないときは、絞り込み等のために選択した基準に該当するかどうかにより、一定程度までの選定を行い、その結果残った者の中から、恣意性を確実に排除できる適宜の方法により、契約ごとに指名するものを選び出し特定する。

第4（指名実績のない者の選定基準）

指名競争入札に参加する者の選定に当たり、当該指名競争入札に付そうとする契約について、受注意欲があつて履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる指名実績のない者があるときは、競争性を促進する観点から、指名競争入札に付そうとする契約の性質又は目的に応じ、指名実績のない者を選定することの適否及び選定数を十分検討し、当該契約の適正な履行が確保できると判断する場合にあつては、当該指名実績のない者を選定しなければならない。

なお、履行能力の有無は、指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、おおむね同規模又はそれ以上の契約の履行経験があることを証する各一般競争入札の参加資格申請等の際に提出された書面及び他官庁、民間企業等との契約書等の書面並びにこれらの契約の発注者に対する当該契約の履行状況の聞き取り等により確認するものとする。